

## あやせ国際フェスティバル開催経費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する外国人との文化、生活習慣等の相互理解を促進し、潤いのある市民生活の形成と豊かな文化の醸成を図ることを目的として、「あやせ国際フェスティバル」の開催に必要な経費に対して補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、市長が別に定めるあやせ国際フェスティバル開催要領の規定に基づいて設置した「あやせ国際フェスティバル実行委員会」とする。

### (補助対象等)

第3条 補助対象は、あやせ国際フェスティバルの開催経費とし、補助額は、当該経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で定めるものとする。

### (決定通知)

第4条 規則第7条の規定による通知は、あやせ国際フェスティバル会開催経費補助金交付決定通知書（別記様式）によるものとする。

### (実績報告)

第5条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助事業完了の日から30日を経過した日までとする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、あやせ国際フェスティバル開催経費補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年12月8日から施行する。

別記様式（第4条関係）

あやせ国際フェスティバル開催経費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました 年度あやせ国際フェスティバル  
開催経費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第  
5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件